

2018年1月26日

1. 日本国内の動き

海洋水産資源開発促進法と自主的措置と資源管理型漁業

1973年から開始された国連海洋法条約案の交渉のカラカス会議の状況を受けて、わが国周辺海域資源の管理に乗り出す動きが出来た。また、遠洋での漁場開発に翳りがみえ、自国水域での沖合漁業の漁法開発と操業方式の新展開に乗り出した。

79年に全漁連が運動方針として「資源管理型漁業」を言い出した。自主的な管理を促進する「資源管理協定」の制度が海洋水産資源開発促進法の一部改正で発足した。また93年には水産業協同組合法の改正で、組合の内部規定の「資源管理規程」制度が創設された。

2. 国連等の動き

1982年国連海洋法

既遠洋漁業国中心の国際協定を尊重する動きから大きく転換したのは第3次海洋法会議の第3会期のカラカス会議である。中南米やアフリカ諸国の新興国の発言力の強大化と科学的情報の蓄積による。米ソも200カイリの排他的経済水域の設定を支持した。しかし、ベルギー、イタリアと日本とレソトの4か国が反対した。米は200カイリ内の科学的管理の手法を提案した。

3. 1995年国連公海漁業協定 (UNIA)

UNIAの交渉はカナダがスペイン漁船の大陸棚の操業が自国の200カイリ排他的経済水域の資源の枯渇の原因であるとの認識から提起した。一方で、米国とそれに同調したEUが国連海洋法の実施の円滑化を目的として交渉、採択したものである。

条約の内容は、予防的原則の②データと科学的根拠に基づく目標漁獲水準と③限界漁獲水準の設定が盛り込まれた。

4. 1992年 リオデジャネイロのUNCED (国連環境開発に関する国連会議)

① 1972年6月「国連人間環境会議」(ストックホルム)が開催された。これで捕鯨の禁止が採択されたことから、そのことが日本ではクローズアップされるが、この会議が10年おきに開催されるいわゆる「環境と開発」に関する「地球サミット」の走りである。

この会議において「特定の種の野生動植物の輸出、輸入と輸送に関する条約案を作成し、採択された。これを受けて米政府とIUCNが条約草案を作成し、73年に採択、75年に発足し、日本は78年にくじらと鼈甲などに留保(のちに鼈甲は撤回)し加盟した。

「海からの持ち込み」も貿易とされた。日本の遠洋漁業(捕鯨を含む)を狙い撃

ちにいたと解される。

- ② 1972年には国連環境計画（UNEP）（本部ナイロビ）が発足した。人間の生活水準を損なうことなく環境を保全することが目的。

1982年「国連環境計画管理理事会特別会合」（ナイロビ）が開催され、「環境；解雇と展望」が採択されて、先進国と発展途上国が共通の土俵で議論する場が設けられた。また、これを契機に1984年のブルントラント委員会が発足し「持続的開発」の言葉がつくられる。

- ③ 1992年にはUNCEDの国連会議が開催された。アジェンダ21が採択された。併せて、「気候変動枠組み条約と生物多様性条約」が提起され、署名が開始された。国連の経済社会理事会の下に「持続可能な開発委員会」（CSD）が設置された。

この際も日本は捕鯨の文言に集中し、結局国連海洋法の第63条の書きぶりと全く一緒になった。

- ④ 2002年には「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（World Summit on Sustainable Development）（環境開発サミット、ヨハネスブルク・サミット）リオ+10が開催されて、アジェンダ21の実施状況の点検が目的であった。2015年までに「過剰漁獲」をなくすことが合意された。

2012年にはリオデジャネイロでリオ+20が開催された。

- ⑤ 国連持続的開発委員会の開催

1993年以降毎年「アジェンダ21」の実施状況の点検のために開催される。

第1会期は1993年6月から

2005年は第1サイクルの政策年にあたり、水、衛生と人間居住の政策や実施計画を討議した。

2013年9月にリオ+20を受けてCSDの最終会合が開催された。

- ⑥ 2015年9月国連総会は「Transforming our world: The 2030 Agenda for Sustainable Development」を採択した。これには「貧困をなくそう」等17の目標が設定され、14番目の目標として「海の豊かさを守ろう」がある。

5. 各国と日本の国内法の実施

海洋法締結の先を行く米国は1976年米国漁業法（MSA法）を採択し、96年に科学的根拠に基づく持続的漁業の達成を入れ改正した。ニュージーランドは83年に漁業法を成立。ITQを実施し、86年にはさらに改正進化させた。豪は1991年に漁業法を、92年に漁業管理法を制定し、持続的漁業を達成し200カイリ内資源利用から利益を上げることが目的とする。アイスランドは79年にITQを導入し、90年にはITQの全魚種での実施のための漁業管理法を成立させた。

一方日本は、長年漁業調整を漁業者間の漁場利用の中心に据えた慣習から、漁業者の「自主的規制」から脱却できず、これを法制度化する。90年には海洋水産資源促進法の改正により「資源管理協定」制度が創設され、93年には水産業協同組合法を一部

改正し「資源管理規程」制度が創設された。96年には「海洋生物資源管理保存法（TAC法）」が成立するも、インプット・コントロール、民主化と漁業調整を内包した漁業法を全く手つかずにし、また、自主的規制の性格を有する総漁獲努力量規制と「協定制度」を入れ込んだ。国連海洋法と UNIA が目指すデータと科学的根拠に基づく漁獲規制の導入制度の確立からは遠ざかった。

6. 付かぬ間の日本のリーダーシップ

1995年日本は国連食糧農業機関（FAO）との共催で「食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する国際会議」を京都で開催し、過剰漁獲の削減や海洋生物（鯨類を含む）の持続的利用に合意した。

1999年日本のイニシアチブで「漁獲能力の管理に関する行動計画」が採択された。これを根拠に遠洋マグロはえ縄漁業の20%の減船を実施した。2001年FAO水産委員会（日本議長）で「IUU漁業行動計画」、を採択した。